

1.介護保険給付の対象となるサービス ※1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	589	659	732	802	871

地域区分
(6等地) 10.27円

2.多床室、従来型個室

	食費※	個室	多床室
基準額(円)	1,495	1,231	915
3段階②	1,360	880	430
3段階①	650	880	430
2段階	390	480	430
1段階	300	380	0

※食費内訳

朝食	357
昼食	494
夕食	494
おやつ	150

3.各種加算等料金

加算の名称	加算の算定要件	単位数
日常生活継続支援加算	認知症高齢者が一定割合入所しており、介護福祉士を一定割合以上配置している場合	36単位/日
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	基準を上回る看護師を配置している場合	Ⅰ 4単位/日 Ⅱ 8単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	基準を上回る夜勤職員を配置している場合	13単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別的な機能訓練を行った場合	12単位/日
外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(基本単位数に代えて算定)	246単位/日 (1月に6日まで)
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、栄養管理を行っている場合	11単位/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	褥瘡発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、計画的に管理した場合(褥瘡あり(Ⅰ)、なし(Ⅱ))	Ⅰ 3単位/月 Ⅱ 13単位/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	利用者の基本的な情報を厚労省に提出している場合	Ⅰ 40単位/月 Ⅱ 50単位/月
初期加算	入所した日から30日以内の期間	30単位/日
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	他職種の者が共同して当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合	100単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	新興感染症の感染者を施設内で療養を行った場合	Ⅰ 10単位/月 Ⅱ 5単位/月
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	100単位/月(R6年度) 50単位/月(R7年度～)
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する	20単位/回
ADL維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	ADLを評価し、ADL値が一定以上の場合	Ⅰ 30単位/月 Ⅱ 60単位/月
介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)	すべての単位数に14.0%加算	所定単位数×14/100
療養食加算※1食あたり	医師の指示に基づき療養食が提供された場合	6単位/回
看取り介護加算(Ⅱ)(1)	看取り介護を行った場合 (死亡日以前3日から45日の期間)	72単位/日
看取り介護加算(Ⅱ)(2)	看取り介護を行った場合 (死亡日以前4日から30日の期間)	144単位/日
看取り介護加算(Ⅱ)(3)	看取り介護を行った場合 (死亡日の前日と前々日)	780単位/日
看取り介護加算(Ⅱ)(4)	看取り介護を行った場合 (死亡日)	1580単位/日
退所時情報提供加算	医療機関に入院する場合に、当該医療機関に情報提供した場合(対象者のみ)	250単位/回
退所時栄養情報連携加算	退所先に栄養管理に関する情報提供を行った場合(対象者のみ)	70単位/回
再入所時栄養連携加算	入院後の再入所にあたり、病院等の管理栄養士と連携した場合	200単位/回
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	経口摂取において著しい誤嚥または、誤嚥が認められる場合	Ⅰ 400単位/月 Ⅱ 100単位/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合(対象者のみ)	Ⅱ 110単位/月
配置医師緊急時対応加算	日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合	325単位/回 650単位/回 1300単位/回
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	テクノロジー導入を通じ介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みを推進した場合	Ⅰ 100単位/月 Ⅱ 10単位/月
新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した場合に、診療等を行う医療機関を確保し適切な感染対策を行い介護サービスを行った場合	240単位/月 (月1回連続5日まで)